

# 栃木県民間活力活用指針について

行政改革推進室

## 1 趣 旨

平成 15 年度の指定管理者制度の導入、平成 18 年度の市場化テストの制度化など民間活力活用の多様化に伴い、より一層の民間活力の活用が求められてきている。

このため、現行の「栃木県業務外部委託基本指針」を見直し、民間活力の活用を可能な限り推進することとする。

## 2 指針改正のポイント

新たな指針の名称「**栃木県民間活力活用指針**」

従来の県が示した仕様書どおりに業務を行う業務委託だけを対象とするのではなく、民間の優れた技術力、ノウハウ等を活用するため、提案の公募などを行う新たな民間活力の活用を盛り込んだ。

目指すべき効果を明確化し、また、業務改善委託の重要性、協働の視点による民間からの提案等の活用について明記した。

対象業務の検討については、県が直接執行しなければならない業務の中でも住民の権利義務への影響が少ない業務については委託の可能性を検討するなど、対象業務の拡大に努めることを盛り込んだ。

民間活力活用の新たな手法の検討として、提案公募型アウトソーシング、指定管理者制度、PFI、ESCO事業、人材派遣について盛り込んだ。

適切な事業の実施として、総合評価一般競争入札やプロポーザル方式の導入、モニタリングの実施等について盛り込んだ。